

**独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立大雪青少年交流の家施設業務運営委員会規程**

平成18年 7月 3日 制定
平成21年12月16日 一部改正
平成22年 4月26日 一部改正
平成25年 1月 1日 一部改正
平成26年 4月 1日 一部改正
平成27年 4月 1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立青少年教育振興機構組織規程（平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第1-1号）第6条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家施設業務運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員の役割)

第3条 委員は、次の事項について審議する。

- (1) 運営改善に向けた取組指針の策定に関すること。
- (2) 運営計画の策定に関すること。
- (3) 施設職員の任用に関すること。
- (4) 施設の予算に関すること。
- (5) 運営計画の自己点検・評価に関すること。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、国立大雪青少年交流の家（以下「青少年交流の家」という。）の運営に関係を有する者及び青少年交流の家の所掌事務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから所長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議の開催)

第6条 委員会は、年2回程度開催し、所長がこれを招集する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(部会)

第8条 所長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 必要に応じ、所長は委員会にオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年7月3日から施行する。

附 則 (平成18年8月1日)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降平成26年3月31日までの間は、『国立青少年教育

施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針（平成 23 年 8 月 30 日）』5 の役割を行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降平成 27 年 3 月 31 日までの間は、『国立青少年教育施設における「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施の基本方針（平成 23 年 8 月 30 日）』5 の役割を担うものとし、第 3 条に定める委員の任命は、運営協議会委員として発令するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。